

地域コミュニティ活動の 活性化のために

―宝くじ助成事業で備品を整備―

松山団地自治会では、地域の交流と活性化を図るために、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、文化・レクリエーション活動備品(バスケットゴール、冷蔵庫、テーブルおよびミーティングチェア等)を購入しました。この助成は、宝くじの普及および広報を目的として、コミュニティ活動に必要な施設や備品を整備するために助成しているものです。

この事業を利用したい団体(区・自治会)は、市民活動課(内線133)までお問い合わせください。



購入したテーブル&ミーティングチェア

特設行政相談所を開設します

秋の行政相談週間10月15日(月)～21日(日)が始まります。これに伴い市では「特設行政相談所」を開設します。

例えば、毎日の暮らしの中で「困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない」「わかりづらい道路案内標識を改善してほしい」など、困っていること、望んでいることなどはありませんか？

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者で、国や県、市、などが行っている仕事に対する意見・要望などを住民から受け、助言や関係行政機関への通知などを行い、問題解決の促進を図っています。相談は無料で、秘密は厳守されます。

《特設行政相談所》

日時 10月24日(水) 午後1時～3時

場所 笠間ショッピングセンター

ボレポレシティ1階セントラルコート

《行政相談委員》

○磯^{いそ}靖子(稲^{やすこ}田) ○柴田^{しばた}良子(大田町)
○茂呂^{もろ}裕^{ゆたか}(下郷)

※予約申込みは不要です。お気軽にご相談ください。なお、特設日以外でも、毎月第4水曜日に友部公民館1階相談室で受け付けていますので、ご利用ください。

【問合せ】秘書課(内線225)

特定非営利活動法人^{NPO法人}ってなあに？

NPOは
Non-Profit(非営利)
Organization(組織)
の頭文字をとった略語です。

NPO法人 設立までの流れ

設立を考えるに当たっては、まずは設立当初にある程度の賛同者数の把握とそれによる会費から事業計画を作ります。そして、設立後には活動に伴う収益活動などを考えて、採算的に独立した団体を目指すことが大切です。志・活動目的等の表現次第では、NPOの色は全く違うものになってしまうことに注意が必要です。

テーマ・方向性の決定

設立後に継続して、発展していけるNPOを目指し、設立理念やNPOを選んだ理由など、根本となる意思を確立してください。

設立を考える方が相談または発起人会を開催するなどして、以下のことを決定・作成する必要があります。今後の運営を左右する設立趣旨書、定款、事業計画は慎重に決定してください。

- ・社員10人以上
- ・役員(理事3人以上、監事1人以上)
- ・設立趣旨書
- ・定款
- ・設立初年度、次年度の事業計画
- ・設立初年度、次年度の活動予算

設立総会の開催

発起人会等で決まったことの確認と決定をします。また、申請用の議事録を作成します。その他、役員の確認書などの最終的な意思決定をします。

申請書類の用意

申請に必要な書類11種類を作成・用意します。

- ①設立認証申請書
- ②定款
- ③役員名簿
- ④役員の就任承諾・誓約書
- ⑤役員の住所・居所を示した書面
- ⑥社員のうち10人以上の名簿
- ⑦確認書
- ⑧設立趣旨書
- ⑨設立総会議事録
- ⑩事業計画書(初年度・次年度)
- ⑪活動予算書(初年度・次年度)

所轄庁(笠間市 市民活動課)へ申請

主たる事務所をどこに置くかで申請先が異なります。

認証審査

縦覧2ヶ月+審査(計4ヶ月程度)

認 証 または 不 認 証

※笠間市に主たる事務所を置くNPO法人は、7月末日現在、27法人です。

問合せ▶市民活動課 内線134